こんにちは!所長の森田です。

今回は相続税のしくみについてのご紹介です。

相続税を納める必要のある人は、10年前は20人に1人でした。 今日では平成27年の基礎控除引下げなどで、10人に1人が申 告対象となっており、課税の裾野が広がっています。

相続税額の計算方法もご紹介しますのでご確認ください。



## 相続とは?

相続とは、亡くなった人の財産や権利・義務を残された家族等が引き継ぐことです。亡くなった人を「被相続人」、財産などを引き継ぐ人を「相続人」といいます。

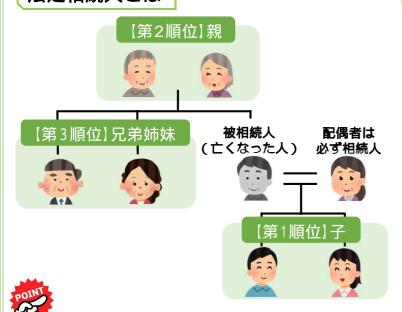
### 相続税の申告が必要な人とは

相続財産の合計額(マイナスの財産がある場合は差し引きます)から葬儀費用などを差し引いた金額が**「遺産に係る基礎控除額」を超える**場合、その財産を取得した人は、相続税の申告が必要です。

## 「遺産に係る基礎控除額」= 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

- ◆法定相続人は民法で「範囲」と「順位」が決められています。
  - < 法定相続人が配偶者・子 2 人の場合の**基礎控除額** > 3,000万円 + (配偶者 600万円 + 子 600万円 + 子 600万円 ) = **4,800万円**

# 法定相続人とは



# 相続財産とは

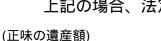
プラスの財産	マイナスの財産		
現金・預貯金 小切手・貸付金など	借金 銀行や人からの 借入金		
有価証 <del>券</del> 国債・株式など			
不動産 (土地・建物) 農地・店・貸地など			
動産 車・貴金属・骨董品など	その他		
その他 ゴルフ会員権・賃借権など	未払の医療費などの 債務		

- ・配偶者は、必ず相続人となります。
- ・相続財産(遺産)には、日本国外の財産やマイナスの財産も含まれます。
- ・相続手続きは、相続放棄や相続税申告など期限が定められているものがあります。
  - ◆相続放棄 ......相続の開始があったことを知ってから3か月以内
  - ◆相続税申告 …相続の開始があったことを知ってから10か月以内

### 相続税はいくらになる?

- ○遺産額1億円を配偶者・子2人で法定相続分通りに相続した場合
  - ◆法定相続分は、相続人の構成により変動します。

上記の場合、法定相続分は配偶者1/2、子1/4ずつとなります。



(基礎控除額)

(課税遺産総額)

子 157.5万円

1 億円 - (3,000万円 + 600万円 × 3) = 5,200万円 ○相続税の速算表

# 課税遺産総額を法定相続分であん分



子 157.5万円

課税遺産総額	税率	控除額	
1,000万円以下	10%		
3,000万円以下	15%	50万円	
5,000万円以下	20%	200万円	
1億円以下	30%	700万円	
2億円以下	40%	1,700万円	
3 億円以下	45%	2,700万円	
6億円以下	50%	4,200万円	
6 億 円 超	5 5 %	7,200万円	

### 実際に納付する金額

配偶者 0円

配偶者は1億6千万円まで相続税の税額軽減が受けられるため、上図 の実際に 納付する金額は、相続人それぞれの相続割合によって変わります。

	配偶者	子	子	合計
法 定 相 続 通 り	円の	157.5万円	157.5万円	315万円
配偶者が全額相続	0円	0円	0円	0円
子 が 全 額 相 続	0円	315万円	315万円	630万円

ぜひお気軽に担当者までご連絡ください!



# 配偶者の税額軽減(配偶者控除)

配偶者の税額軽減とは、亡くなった方の配偶者(夫または妻)が遺産を相続した 場合に、一定額までが非課税とされ、相続税の負担が大幅に軽減される制度です。 配偶者の相続する割合が「1億6千万円」または「法定相続分」までであれば、 相続税はかかりません。



相続には「遺産分割協議による相続」と「遺言相続」があり、遺言 がある場合は原則としてその内容が優先されます。 森田会計では、相続税の試算を行っております。 遺言と相続の無料セミナーや無料相談も毎月開催しております。